



新型コロナ対策、徹底議論しました 県の取組を点検し、提案し、改善へ

性風俗店での発生を予見 検査拡大に結びつける

感染第二波は、東京等大都市の「夜の街」が発生源と言われています。私は、6月12日の委員会、県下に200以上ある性風俗業者には、社交飲食のようなガイドラインがなく、県知事部局内には担当する部署さえないと指摘し、指導も支援も対象外では、ここがクラスター発生源になる恐れがあると警告しました。その後実際に、6月26日、徳島市内の性風俗店で働く女性の感染が確認されました。他の従業員や連絡が取れた客



発行
徳島県議会議員
扶川敦
板野町犬伏字
大坪 78-1
088-672-5875
2020年11月号

2月県議会に続き、6・9月も、自分の所属委員会に加え、参加可能な全委員会に委員外出席し、新型コロナ感染症対策を中心に、様々な意見を述べました。また、郡内の飲食店などを訪問し、支援制度のご紹介をしました。

は全員陰性でしたが、客のうち21人は、現在も先行不明です。私は、市内の性風俗業について全従業員のPCR検査を行政検査として無料で行うよう提言しました。その後、専門家会議の議論を経て、7月23日までの期間限定ではありますが、申し出により匿名で無料検査することになり、56名の検査が行われました。幸い、結果は全て陰性でした。

感染公表の一貫性の無さを批判、公表ルール等を定めた条例制定へ
私は、従業員が感染した当該性風俗店の店名を公表し客に警告をせよと求めましたが、県は「店の同意を得られない」と拒否。私は、条例制定も含めて県の権限を強化すべきだと指摘しました。

性風俗店とは対照的に、「店名を出さないで」と県に繰り返し頼んだのに、店名を公表された藍住のラーメン店から

もお話を伺い、県の対応のずさんさを批判しました。「感情情報公開に一貫性が無い」と批判が高まる中、県は9月議会に、公表ルール等を定めた「徳島県新型コロナウイルス感染症の感染拡大の防止に関する条例」を提案し、全会一致で採択されました。私は条例案への質疑で、業界としてのガイドラインがない性風俗にも、店舗毎のガイドライン作成を求めて、同条例を適用する方針を、県に確認しました。但し、社交飲食のような、補助金による支援は行われません。(詳細別紙)

国の方針を先取り議論
かかりつけ医による発熱外来設置支援を要求
4月17日、県議会全会派で知事に申し入れた際、私は、「地域の医療機関による『発熱外来』への支援が、現場の医師らを守るためにも必要」と指摘し、その後も一貫して委員会でも主張し続けました。5月から、医師会の協力で、ドライブスルーが設置され、検体採取が強化されました。

扶川敦無料生活相談所

何でもどうぞお気軽にご相談ください
扶川携帯〇九〇(一五七〇)二〇四五

TSKサービス

中古家電・家具等販売 引越越し・片付け等：何でも格安親切な便利屋！

またインフルエンザ流行時期を迎え、国の方針に沿い、漸く11月から、県下256の医療機関が診療と検体採取を行う体制が取られます。その際、医療機関が感染防止対策をとる為の助成制度は、既にありますが、発熱者の動線分離等、施設の大規模改修には不十分な額だと、県保険医協会が伺い、委員会で、充実を要望しました。

通学時の感染予防 対策強化を議論

JR

通学時にJRが「密」状態になる問題では、JR車両の増結を求め、県として支援するよう主張し続けています。板野・鳴門間も走るようになった通学用の臨時バスは、来年2月で終える予定です。その後の対策はどうするか、議論を重ねています。

<http://atsushi-fukawa-sakura.ne.jp/>
<http://atsushi-fukawa-wasakura.ne.jp/>

↑扶川ホームページのアドレスです。

感染予防「新生活様式」 助成金手続き迅速化と 申請期間延長を要求

扶川フェイスブックのアドレスです。

<https://www.facebook.com/gominkan/>

「貸さない理由は言わない」 問題ある生活福祉資金運用

生活福祉資金の特例貸付は、新型コロナで収入が減った方に、無利子無担保で、市町村社会福祉協議会を窓口

もちろん、貸付には一定の条件があり、県社協が審査します。しかし、申請数に対する貸付率が

この資金の原資は、全国と県の公費です。居住地域により借り易さが違うのは問題です。

ところが、県社協は特例措置以前から、生活福祉資金について、貸さない理由を本人にも説明しません。「これでは、公平な貸し付けがされないか、議論できない」と強く改善を求めました。

徳島県の「WITH・コロナ新生活様式導入応援助成金」制度は、空気清浄機の導入や換気装置の強化、パーティション設置等を、ゼロ負担で実施できる制度です。

私は、郡内の飲食店等に制度利用をお勧めしています。一方、申請後決定通知までに時間がかかりすぎるという声を受けて、迅速化を県に求めました。また、県にたいし、12月28日までとなっている申請締め切りを、延長するよう提案しています。

ご利用を希望されるかたは、是非ご連絡ください。

知事

の知人である川岸美奈子氏に記念オケ事業でハイヤー代786万円を支出県の上告を最高裁が棄却し徳島地裁で本格審理が始まります..

知事

が公用車を使って市町主催の記念オケ演奏会を全部鑑賞公費支出の違法性を高松高裁が認定県は最高裁へ上告していますが..

私が、飯泉県知事を相手取る訴訟。「県政私物化」の一端を明らかにする裁判です。

川岸美奈子氏は、記念オケ事業で得た1億3千万円の所得を申告せず、3千万円の脱税で2017年5月逮捕され、その後有罪となりました。問題発覚まで、川岸氏には、12年度は、知事が任命した政策参与として直接県が、その後13〜16年度は、事業を受託した県文化振興財団が、ハイヤーをあてがい、786万円の公費が支出されました。

私は、このようなハイヤー代金支払は、過去に例がなく、そもそもタクシーで行くのに使った知事専用車の費用や運転手と同行秘書の件費の支出は、違法だと訴訟を提起しました。一番の徳島地裁は、私の訴えを却下しました。しかし、控訴審の高松高裁は、昨年9月13日、地裁の判断は誤りだとして、一番での差し戻し審理を命じました。



とくしま記念オーケストラ演奏会は、学校でのミニ演奏会を除き、54回開催され、知事は内52回に参加。この内、市町主催の21回は全部参加。どこでも知事の挨拶等はありませんでした。私は、県主催でもない演奏会に、知事が、ただ参加して演奏を楽しんだのは、知事の20年来の知己である音楽プロダクション代表川岸美奈子氏への支援と知事自身のクラシック趣味が動機だと指摘。公務を行っていないのだから、演奏会に行かなくても、県主催の行事で主催者挨拶が必要な場合

でも、知事が忙しければ、副知事や部長に代理出席させます。ところが、記念オケに関しては、県内はおろか東京でも、知事がほぼ全てに直接参加し、そこには川岸氏も参加しています。総事業費11億円超の記念オケ事業で、巨額の利益を得た川岸氏は、法人税脱税で有罪となりました。この県文化行政史上の汚点は、知事による「県政の私物化」ともいえる知事の知人や知事が好むクラシック音楽事業に対する極端な優遇・偏重から生まれたのです。



今年10月11日JRTフォーカス徳島の報道

県は上告しましたが、今年10月8日最高裁がこれを棄却し、ようやくこれから、ハイヤー代支払いの是非を問う裁判が、徳島地裁で行われることとなります。

やレンタカー等で足りるものだと指摘。知事の親しい知人である川岸氏に、知事に付度した異常な優遇が、県職員らによって行われた違法な公費支出だとして、訴訟を提起しました。しかし、昨年3月、徳島地裁は、監査請求期間の経過や直接の支払者が財団であることを理由に、公費支出の是非を判断しないまま私の請求を却下。一方、控訴審の高松高裁は、昨年9月13日、地裁の判断は誤りだとして、一番での差し戻し審理を命じました。

- 質問の概要**
- 徳島市議会で議論もされていない県立ホール提案を即座に受け入れた対応は、前市長への対応と比較してバランスを欠くのでは。
 - 知事と内藤市長は、いつどこで何度会食したか。そこでホールの方針は相談したか。
 - 「週刊文春」が取り上げた知事「誕生会」には、県職員が多く参加し、知事も挨拶に回ったのでは。
 - 「誕生会」の開催時期は、県内コロナ感染者大量発生の手前であった。判断に誤りはなかったか。
 - 県職員を毎年知事の「誕生会」に集めるのは公私混同と考えないか。
 - 大人数を集める知事の政治資金パーティーは、コロナ禍の下、今年も例年どおり開催するのか。
 - 2018年4月の「第14回神山町鬼籠野さくら祭り」において、知事後援会元事務所長が、現地で1万円を支払い、公選法違反の寄付行為で、「起訴猶予」となった。現地で後援会活動をしたなら、公用車と同行秘書の件費の一部を返還しては。
 - 新型コロナウイルス感染者が立ち寄った藍住のラーメン店名を公表した件で、知事は同意に関する報告をいつどこで誰から受けたのか。(詳細は別紙資料)

「市長交代で手のひら反す対応なせ？」 県立ホール問題等で文書質問を提出するも、議員の反対多数で知事答弁得られず。

徳島県議会では、「緊急性がある場合」等、「質問趣意書」を議会運営委員会にはかつて認められれば、執行部に送付するという「申し合わせ」があります。私は、9月議会に左記のような質問趣意書を提出しました。しかし、「議員の質問権を保障すべき」だと、私の文書質問の執行部送付に賛同したのは、【共産党山田豊県議】だけで、結局知事に回答をもらうことはできませんでした。

一方、反対意見の主旨は、次の通りでした。

【自民重清佳之県議】

▼内藤徳島市長との会合等

「私、扶川」は、

▼（部下の職員ではなく）知事に回答を求めている。

▼（質問内容も）重複してない。

▼「緊急性がない。」

▼「新風とくしま白木春夫県議」

▼自民党の意見と同じ。

▼緊急性がない。

【自民井川龍二県議】

▼10問もあり、「できる限り絞る」との申し合わせに反する。

【自民岡佑樹県議】が、

▼理事者（県職員）の答弁は、知事の考え・意向であり、勝手な思い込み質問ではない。：等と反対しました。

知事に本会議で口頭質問できる機会は、各議員年1回。それを補う文書質問を封じるのは、行政点検の役割を、議会自ら投げ捨てるものだと私は思います。